

町田市告示第**142**号

生活環境影響調査書の縦覧の告示について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第9項及び町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第45条の3の規定により、一般廃棄物処理施設（最終処分場）設置届変更に伴う生活環境影響調査書について、縦覧の告示に供する。

2026年7月1日

町田市長 稲垣 康治

掲示期限：7月15日

(1) 対象施設の名称

町田市一般廃棄物最終処分場

(2) 対象施設の設置の場所

町田市下小山田町3267番地ほか

(3) 対象施設の種類

一般廃棄物処理施設（最終処分場）

(4) 縦覧の場所

・町田市環境資源部循環型施設管理課窓口

（町田市下小山田町3160番地 町田市バイオエネルギーセンター管理棟3階）

・町田市環境資源部環境政策課窓口

（町田市森野二丁目2番22号 町田市庁舎7階）

(5) 縦覧の期間

2026年7月2日（木）から7月31日（金）（土・日曜日、祝日を除く）

(6) 縦覧の時間

9時30分から16時30分

(7) 意見書の提出先及び提出期間

ア) 提出先

①持参：縦覧の場所

②郵送：〒194-0202 町田市下小山田町3160番地

町田市環境資源部循環型施設管理課 宛

③電子メール：mcity8340@city.machida.tokyo.jp

イ) 提出期間

2026年7月2日(木)から8月15日(土)

①持参: 期間中の平日9時30分から16時30分まで

②郵送・電子メール: 2026年8月15日(土)までの消印があるものを受付

(8) その他の事項

ア) 実施した生活環境影響調査の項目

①最終処分場区域、構造の明確化によるもの  
地下水

②浸出水処理方法の変更によるもの  
騒音、振動、水質

イ) 縦覧者の遵守事項

①報告書等を縦覧の場所から持ち出さないこと。

②報告書等を汚損し、又は損傷させないこと。

③ほかの縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。

④職員の指示があった場合は、それに従うこと。

ウ) 意見書の提出対象者と記載事項

①提出対象者: 最終処分場区域隣接にお住まいの方、事業を営んでいる方  
(下小山田町、小山田桜台一丁目、常盤町、図師町)

②記載事項

・氏名及び住所

・対象施設の名称

・生活環境の保全上の見地からの意見

エ) 意見書の取り扱い

提出された意見書について、町田市の見解をまとめ、町田市ホームページに掲載する。意見書に対する個別の回答及び、直接関係しない質問に関する回答は行わないものとする。

また、個人情報等については非公表として取り扱う。

町田市告示第**143**号

公金事務委託の告示について

町田市中学校給食センター条例（令和6年9月町田市条例第41号）第9条に定める使用料の公金事務については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項及び町田市会計事務規則（平成14年9月町田市規則第51号）第38条第1項の規定に基づき次のとおり委託したので、地方自治法第243条の2第2項及び町田市会計事務規則第38条第2項の規定により告示する。

2026年7月1日

町田市長 稲垣 康 治

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地
  - (1) 名称 日本国民食株式会社
  - (2) 所在地 東京都江東区新木場1-18-6 新木場センタービル12階
- 2 指定した日  
2026年7月1日
- 3 指定公金事務取扱者として委託事務を行う歳入等又は歳出  
鶴川エリア中学校給食センター多目的室使用料
- 4 委託期間  
2026年7月1日から2030年8月31日まで

掲示期限:7月15日

町田市告示第 **144** 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項に規定する指定公金事務取扱者を町田市会計事務規則（平成14年9月町田市規則第51号）第38条第1項の規定に基づき指定したので、地方自治法第243条の2第2項及び町田市会計事務規則第38条第2項の規定に基づき告示する。

2026年7月1日

町田市長 稲垣 康 治

記

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地  
株式会社 NTT ドコモ・フィナンシャルグループ  
(東京都千代田区永田町二丁目11番1号)
- 2 指定をした日  
2026年7月1日
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出  
後期高齢者医療保険料、介護保険料、利用者負担額等（保育料）、  
学童保育クラブ育成料等、市立保育園給食費、学校教材費等、  
物品売払代金（学校給食費）の電子マネーにおける収納
- 4 委託の期間  
2026年7月1日から2027年3月31日まで

揭示期限:7月15日

公共下水道の供用（下水の処理）開始について

下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定により、下水（雨水を除く。）を排除及び処理すべき区域等を次のとおり告示する。

2026年7月1日

町田市長 稲垣 康治

- 1 供用開始年月日 2026年7月16日
- 2 下水を排除及び処理すべき区域 別表並びに別図①及び②のとおり
- 3 排水施設の位置 別図①及び②のとおり
- 4 分流式又は合流式の別 分流式
- 5 終末処理場の位置及び名称 別表 町田市三輪緑山一丁目1番地鶴見川クリーンセンター

別表 鶴見川クリーンセンター

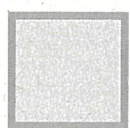
番 号	町名	地番
①	相原町	1158番32
②	小野路町	2193番1付近

掲示期限：2026年7月15日

# 凡 例



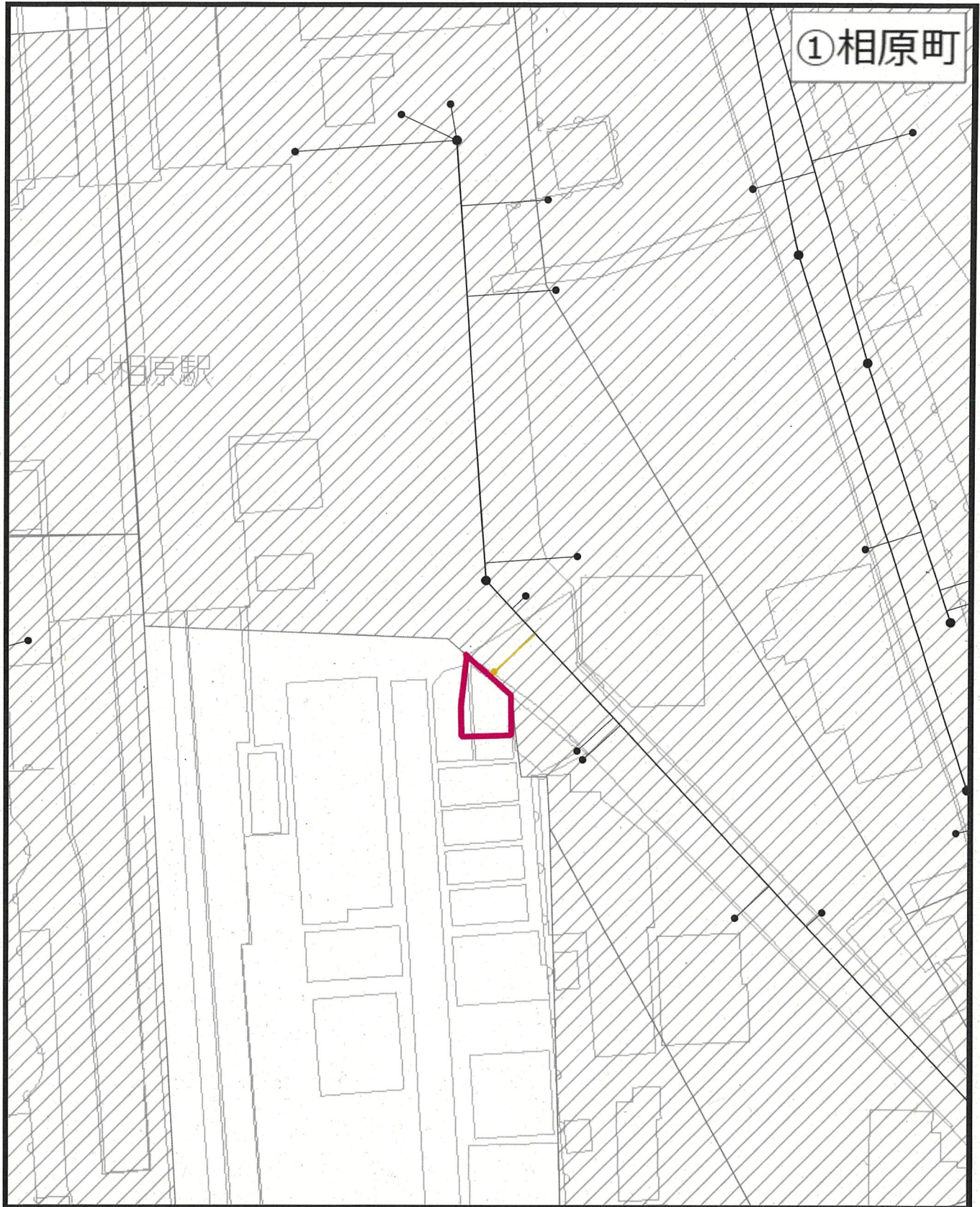
供用開始区域



供用開始済区域

YX:-45460.75, -43466.31

YX:-45368.81, -43466.31



YX:-45460.75, -43581.27

1 / 500

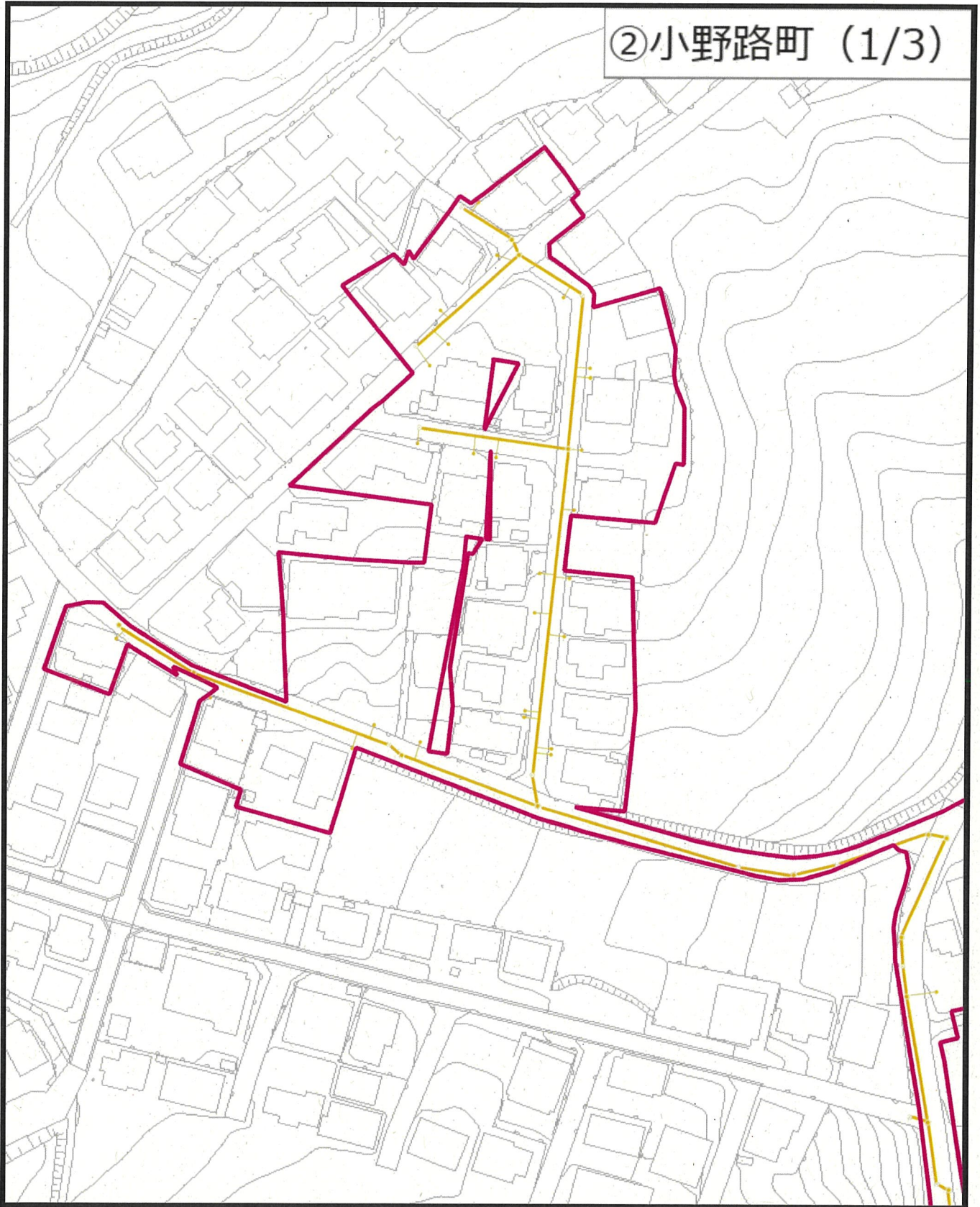
YX:-45368.81, -43581.27

注釈：

YX:-34820.83, -44196.95

YX:-34636.95, -44196.95

## ②小野路町 (1/3)



YX:-34820.83, -44426.87

1 / 1,000

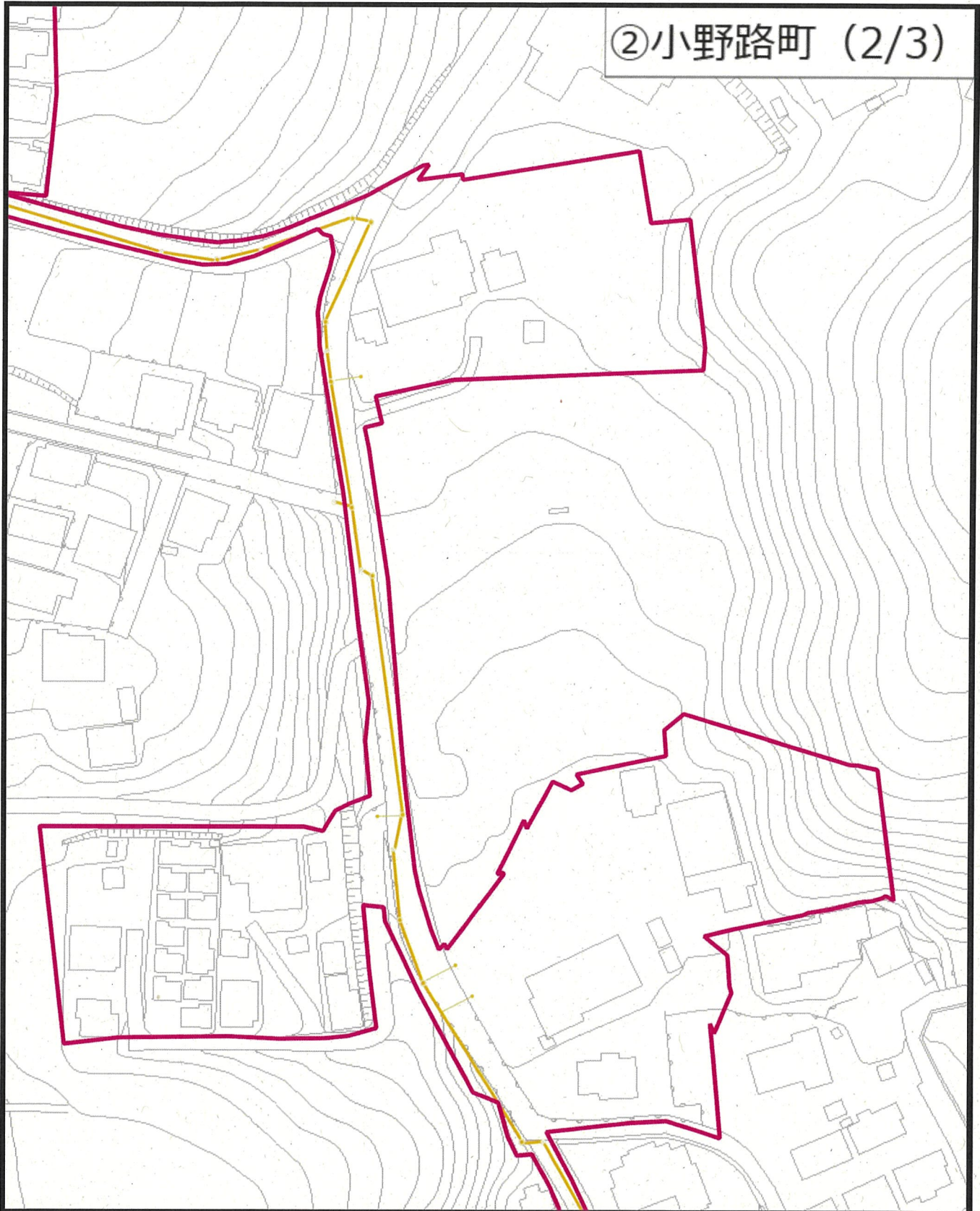
YX:-34636.95, -44426.87

注釈：

YX:-34709.40, -44315.35

YX:-34525.51, -44315.35

②小野路町 (2/3)



YX:-34709.40, -44545.27

1 / 1,000

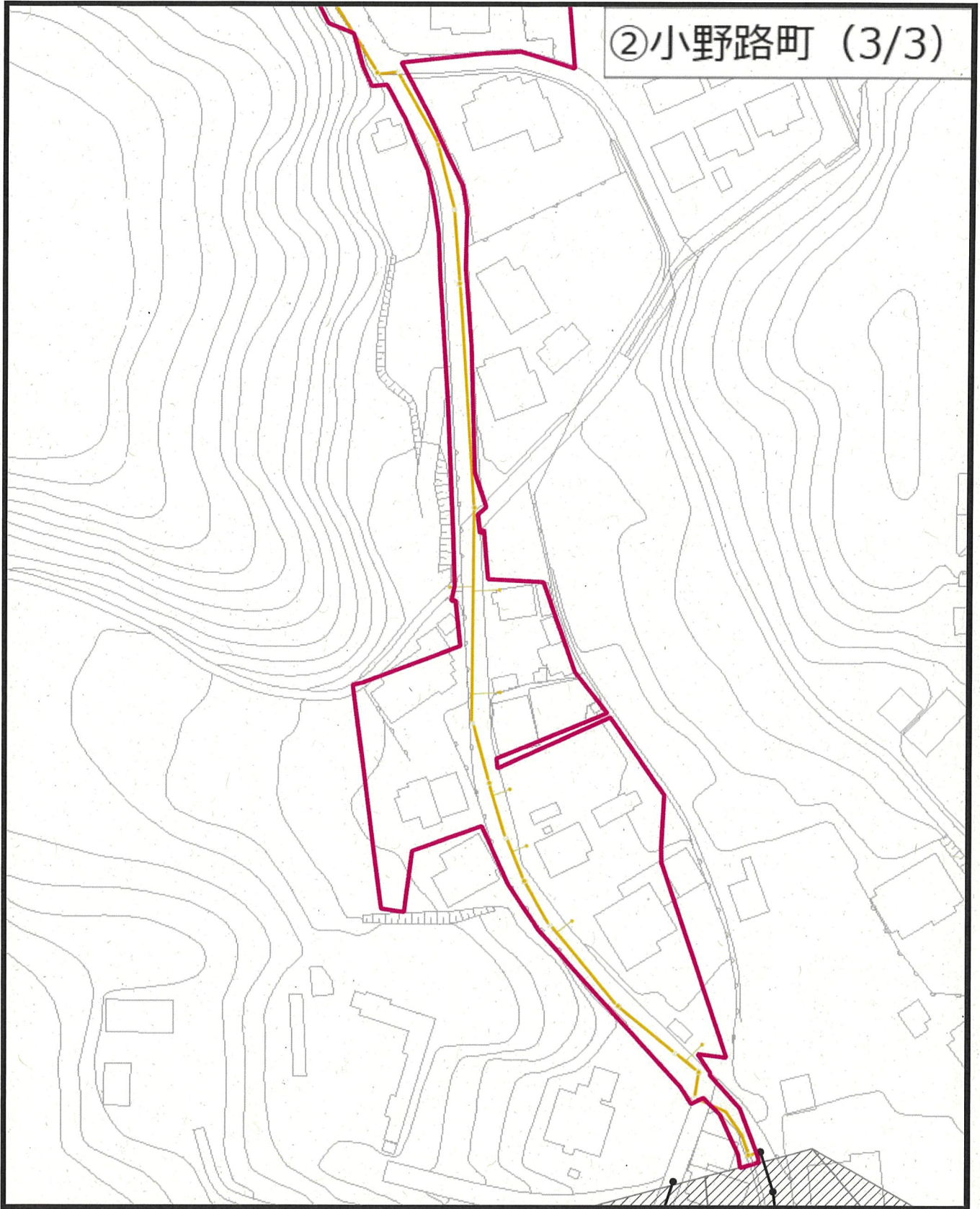
YX:-34525.51, -44545.27

注釈 :

YX:-34680.98, -44519.81

YX:-34497.09, -44519.81

②小野路町 (3/3)



YX:-34680.98, -44749.74

1 / 1,000

YX:-34497.09, -44749.74

注釈：

町田市告示第 **146** 号

指定地域密着型サービス事業者の指定に係る告示

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項本文の規定により地域密着型サービス事業者の指定をしたので、同法第78条の11の規定により下記のとおり告示する。

2026年7月1日

町田市長 稲垣 康治

事業者名称	株式会社イケイケカンパニー
事業所名称	アロハデイサービス
事業所所在地	東京都町田市森野4-17-17
サービスの種類	地域密着型通所介護
指定年月日	2026年7月1日

掲示期限:7月15日